

■国の「基本指針」改正等を踏まえた見直しの考え方について

・国の「基本指針」で示された成果目標(令和8年度末の目標)及び今後示される第7期埼玉県障害者支援計画の考え方を踏まえ、本市の実情に合わせた障害(児)福祉サービス等の提供体制の確保に係る成果目標を設定します。

(1)施設入所者の地域生活への移行

項目	現行の成果目標	新たな成果目標	基本指針
地域移行者数	18人以上 (令和元年度末時点の施設入所者数(293人)の6%)	18人以上 (令和4年度末時点の施設入所者数(288人)の6%)	令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	現行の成果目標	新たな成果目標	基本指針
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	設置	設置 ※未設置のため継承	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進すること
協議の場の開催回数	年1回以上	年1回以上	

※国が掲げる「精神病床における早期退院率」などの数値目標は広域調整が必要なため、埼玉県が設定します。上記項目は第6期埼玉県障害者支援計画に基づき設定しています。

(3)地域生活支援の充実

項目	現行の成果目標	新たな成果目標	基本指針
地域生活支援拠点設置数	1箇所	※設置済み	各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討すること
地域生活支援拠点機能検証の実施回数	年1回以上運用状況の検証・検討を実施	年1回以上運用状況の検証・検討を実施	

(4)福祉施設から一般就労への移行等

項目	現行の成果目標	新たな成果目標	基本指針
一般就労への移行者数	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行するもの 【令和元年度実績】 51人 【令和5年度目標】 67人以上	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行するもの 【令和3年度実績】 21人 【令和8年度目標】 27人	令和3年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上とすること
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	【新規】	就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者の割合が5割以上の事業所 【令和8年度目標】 5割以上	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすること
就労定着支援事業の利用者数	就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援を利用する者 【令和5年度目標】 7割以上	就労定着支援を利用する者 【令和3年度実績】 84人 【令和8年度目標】 119人	就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の 1.41 倍以上とすること
就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合	就労定着支援事業の就労定着率 【令和5年度目標】 就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上	就労定着支援事業の就労定着率 【令和8年度目標】 2割5分以上	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすること

(5)相談支援体制の充実・強化等

項目	現行の成果目標	新たな成果目標	基本指針
総合的・専門的な相談支援	実施	実施	総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること
総合支援事業者への専門的な指導・助言	実施	実施	
相談支援事業者の人材育成の支援	実施	実施	
相談機関との連携強化の取組	実施	実施	
総合相談支援センター等の体制整備	実施	実施	
「地域づくり」に向けた協議の場の設置	【新規】	設置	協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保すること
「地域づくり」に向けた協議の場の開催回数	【新規】	年1回以上	

(6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	現行の成果目標	新たな成果目標	基本指針
障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組み	実施	実施	都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくこと。また、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築すること
障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証	実施	実施	
障害福祉サービス等の質の向上へ向けた体制の構築	実施	実施	

※上記項目は埼玉県障害者支援計画に基づき設定しています。

(I)障害児支援の提供体制の整備等

項目	現行の成果目標	新たな成果目標	基本指針
児童発達支援センターの設置	1箇所	※設置済み	各市町村又は各圏域に1か所以上
保育所等訪問支援の実施	実施	実施	全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	3箇所	3箇所 ※未達成のため継承	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保すること
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	設置	設置 ※未設置のため継承	各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	5人	5人 ※未達成のため継承	